

新聞を取っていない世帯の方へ広報おうめ等を無料で配布しています。皆さんの周りの希望する方にもお声がけください。希望する方は、住所、氏名、電話番号を電話☎22-1111、郵送、ファクシミリ☎21-2879、電子メール✉div0110@city.ome.lg.jp または直接秘書広報課（市役所4階）へ

秋の全国交通安全運動 世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

市民一人ひとりが交通安全意識を高め、車両運転者だけではなく、歩行者、自転車利用者も交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけることが大切です。

交通事故防止にご協力をお願いします。

運動期間 9月21日(水)～30日(金)

- ▼電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底
- ▼子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ▼夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止および飲酒運転の根絶
- ▼自転車の交通ルール遵守の徹底
- ▼二輪車の交通事故防止



お問い合わせ 青梅警察署 ☎22・0110、青梅交通安全協会 ☎23・5287、市民安全課 市民安全係

空き地の管理をお願いします

空き地が適正に管理されていないと、草木が枯れるとともに落ち葉がたまり、火災・放火やごみの不法投棄などにより周辺環境の悪化につながるおそれがあります。このような状況を未然に防ぐためにも、土地所有者等による適正な管理が必要となります。草刈りや落

ち葉の処分など、適正に管理するようお願いいたします。

なお、除草剤を使用する際はあらかじめ周辺の方へ日時や使用目的等の周知を図り、風の弱い日や人通りが少ない朝夕に行うなど周辺環境への配慮をお願いします。

刈払機(動力草刈機)の貸し出し
市では、雑草を刈り取るための刈払機(動力草刈機)を貸し出しています。

借り受けを希望の方は、事前にご連絡ください。※事前にご連絡がない場合は、貸し出しできない場合があります。

問い合わせ 環境政策課 環境対策係

生産緑地地区都市計画変更(案)の縦覧

農業の主たる従事者の死亡などによる生産緑地地区からの削除および3月までに本申請をした農地等の追加のため都市計画変更(案)の縦覧を行います。

縦覧期間 9月16日(金)～10月4日(火) 午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く
縦覧場所 都市計画課(市役所5階)
意見書の提出 都市計画変更(案)に意見のある市民および利害関係者は、縦覧期間内に市長に意見書を提出することができます。

提出先 都市計画課

◆生産緑地地区：市街化区域内において農地等を計画的かつ永続性のある緑地として保全するための都市計画の制度です。生産緑地の所有者は、生産緑地を農地等として適正に管理することが義務づけられています。

問い合わせ 都市計画課 計画係

意見をお寄せください

青梅市空家等対策の推進に関する条例	
閲覧期間	9月16日(金)～30日(金)
対象	市内在住・在勤、市内に事務所または事業所を有する方、当該案件に直接的な利害関係を有する方
閲覧場所	住宅課(市役所5階)、行政情報コーナー(市役所2階)、各市民センター、中央図書館、障がい者サポートセンター、子育て支援センター ※市ホームページ(記事ID…60474)でも閲覧可 ※各施設の休館日を除く
提出方法	30日(消印)までに閲覧場所に備え付けの用紙(市ホームページからダウンロード可)に意見・必要事項を記入のうえ、下記のいずれかの方法で住宅課へ提出してください。 ▷直接持参…午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く ▷郵送…〒198-8701 青梅市住宅課 ▷ファックス…☎22・3508 ▷電子メール…✉div2570@city.ome.lg.jp ※件名は「条例への意見」としてください。
意見への対応	個人情報を除き、市の考え方を付して、市ホームページ等で公表します。意見に対する個別の回答はできません。
問い合わせ	住宅課住宅政策係

消費者相談室から331 インターネットを利用した サイドビジネスのトラブルに注意!

☆相談事例

インターネットで「儲かる副業」を検索し、ランキングサイト上位の事業者に登録したところ、「アプリをインストールして設定すると1〜2週間儲かる。費用は〇万円」というメールが届いた。なぜ儲かるのかよく理解できなかったが、クレジットカードで決済しアプリを設定した。

最初は登録料やマニュアルと称して数万円の契約を勧められます。次にノウハウを教える教材や、コンサルティング契約として数十万円の契約を勧誘されます。お金が無いと言っていると借金を勧められますが、支払った金額以上に稼げる保証はありません。

ランキングサイトは、必ずしも信用できるものばかりではありません。すぐに登録せず、身近な人に相談するなど、慎重に検討しましょう。

◎東京都生活文化局発表資料を参考に作成
消費者相談室 ☎22・6000(相談専用)

相談日時 月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
※毎月第2・4火曜日は午後6時まで受付

※祝日、年末年始を除く
問い合わせ 市民安全課 市民相談係

市営住宅入居者募集

市営住宅「あき室」への入居者募集を、10月中旬～下旬に予定しています。募集内容の詳細は、広報おうめ10月1日号でお知らせします。

問い合わせ 住宅課公営住宅係

義援金・救援金の受付

市では現在、下記の災害義援金および救援活動支援の救援金の受付をしています。お預かりした義援金等は、全額日本赤十字社へ送金します。なお、日本赤十字社へ直接支援される方は日本赤十字社のホームページ <https://www.jrc.or.jp/contribute/help/#kokunai> をご覧ください。

問い合わせ 福祉総務課庶務係

	令和4年7月大雨災害義援金	令和4年8月3日からの大雨災害義援金	ウクライナ人道危機救援金
受付期間	10月15日まで	令和5年3月15日まで	
募金箱設置場所	市役所1階、各市民センター、中央図書館		

特殊詐欺アポ電の情報提供にご協力を

令和4年
特殊詐欺の被害発生状況
8件・約1千86万5千円
(8月3日現在)

警視庁に寄せられる情報提供から東京都では平均して1日に150〜200件の特殊詐欺のアポ電が確認されています。この数字はあくまでも警察に情報が寄せられた件数です。で、実際にはもっと多くのご家庭に電話がかかっています。青梅警察署管内でも多いときは1日12件の情報が寄せられたことがあります。

皆さんのアポ電情報が寄せられた日には「メールけいしちよう」で住民の皆さんへ注意喚起し、特に注意が必要な場合は防災無線でお知らせをする日もあります。

また、詐欺犯が実際にお金やキャッシュカードを取りに来る詐欺だけでなく、電話で指示をしてATMでお金を振り込ませる還付金詐欺もあります。還付金詐欺は住所に関係なく、お金をだまし取ることで出来るので、1つの地域に集中して電話がかかってくるわけではありません。皆さんにお願いしたいのは、「メールけいしちよう」や警視庁防犯アプリ「デジポリス」でアポ電情報を取りに来ます。たく

を確認し、防犯対策をしていただくこと、アポ電がかかってきた場合には警察への情報提供をお願いします。被害を一件でも減らすために、ご協力をお願いします。

自動通話録音機の貸与
市では、現在市内在住の65歳以上の方を対象に、自動通話録音機の貸与(無料)を行っています。特殊詐欺等に相当の効果があると言われています。気軽にご利用ください。

※数に限りがあります。
電話でご相談ください。

問い合わせ
▽自動通話録音機について：市民安全課市民安全係
▽その他：青梅警察署防犯係 ☎22・0110 内線2612